

仕 様 書

1 事業名称

令和7年度此花区コミュニティ育成事業業務委託（以下「本委託事業」という。）

2 事業目的

此花区では、昨今マンション建設に伴う新しい居住者が増加するとともに、地域活動の担い手の高齢化が進むなど、地域コミュニティの醸成に向けた若者世代を中心とした幅広い世代の交流の促進や次世代の地域活動の担い手の育成等が課題となっている。

本事業は、わがまち意識・ふるさと意識を高め、心のふれあう豊かで明るいまちづくりをめざして、此花区で開催される2025大阪・関西万博に向けた機運醸成も活用しながら、住民ニーズを把握したうえで、地域活動団体・NPO等をはじめとした多様な活動主体等と協働で行い、区民が中心となったコミュニティの活性化を目的としている。

3 事業概要

事業実施にあたっては、上記の目的を踏まえて、単にイベントとして開催するのではなく、身近な地域でのコミュニティづくりのきっかけとして、企画検討や事業実施の際には、若い世代や子育て世代、区内の企業等、新たな人々の意見を取り入れるなど、広く区民や地域の各種団体が参画する協働型事業として実施すること。

- 【実施事項】
- ・実行委員会の開催に関すること
 - ・事業の企画にあたり広く意見を聴取すること
 - ・各種団体等との連絡調整に関すること
 - ・事業広報、会計事務に関すること
 - ・事業準備、実施に関すること
 - ・その他、付随する事務

4 業務内容

事業目的を踏まえて、以下3つの区内の地域コミュニティの輪を広げ、育む事業の企画及び運営等を行うこと。また、実行委員会については、3事業共通で組織、または3事業ごとに組織したうえで、開催・事務局運営等を行うこと。

(1) このはな万博final 此花区子どもフェスタ

【実施日】 令和7年6月8日（日）予定

【実施場所】 此花区内において本業務を適切に実施できる場所

子どもたちが大人や同年代の子どもたちと、体験などを通して触れ合う事が出来る事業を実施すること。事業実施にあたっては、行政や此花区内において地域の子どものたちのために活動を行っている個人や団体等と協働で行うこと。

(2) このはな万博final 第51回このはな区民まつり

【実施日】 令和7年10月26日（日）予定

【実施場所】 此花区内において本業務を適切に実施できる場所

区民等の企画運営により、様々な世代が交流し、人との「つながり」等の大切さを感じる事業を実施すること。また、地域のコミュニティに参加していただくためのきっかけづくりとして気軽に参加できる区民まつりを開催すること。

(3) このはな万博final 此花区成人の日記念のつどい

【実施日】 令和8年1月12日（月・祝）予定

【実施場所】 此花区民一休ホール（大阪市立此花区民ホール）

此花区の未来を担う新成人を地域や企業、行政等が一体となり、門出を祝福するため式典等を開催し、地域社会で新成人を祝うことにより自覚を促す。また、地域と新

成人とのコミュニティの交流及び担い手の醸成等の目的として実施すること。
※事業については、会場開催型を基本とするが新型コロナウイルス感染症等の影響を
考え一部または全部オンライン開催も可能とする。ただし、事前に協議を行うこと。

5 委託期間 令和7年4月1日（火）〔予定〕 ～ 令和8年2月28日（土）

6 職員配置 本委託事業の趣旨を踏まえ、目的達成のために必要な人員を配置すること。

7 再委託について

(1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等)

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、上記(1)及び(2)に定める業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 受注者は、(3)により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

(5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(4)に定める承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を上記(3)及び(4)に定める書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8 事業報告等

(1) 契約後速やかに事業計画書を提出すること。

(2) 各事業の実施にあたっては、来場者・出展者等へのアンケート調査（町会その他の地域団体への加入またはその活動に対する興味や関心の有無及び程度など地域コミュニティの活性化に向けたアンケート調査を含む。）を行うなど、事業の効果測定等を実施することとし、参加人数の集計結果とあわせてアンケートの集計結果を報告すること。

(3) アンケート回答者が町会その他の地域団体への加入またはその活動に対する興

味や関心がある場合においては、本人の同意を得たうえで、団体参加や活動紹介にかかる本市からの資料等を提供できるようにすること。

- (4) 委託料は、業務報告書に基づき支払うものとする。ただし、必要と認める場合は概算払いに関する特約条項により前払いすることができるものとし、前払いをおこなった場合は、業務報告書と併せて精算書を令和8年2月28日（土）までに作成し、速やかに提出すること。
- (5) 業務報告書においては、下記10（3）（4）についての実施概要を記載すること。
- (6) 悪天候や自然災害の発生、その他やむを得ない事情により実施日を延期する場合は、着実に業務執行が行える実施日を設定すること。なお、事前に予備日を設定する場合は、区役所と連携すること。また、悪天候や自然災害の発生、その他やむを得ない事情により中止になった場合は、中止決定後20日以内に中止までの経過についての報告書を提出すること。なお、双方協議のもと契約金額を変更する。
- (7) 事業の適正な執行を期するため、業務完了前であっても、受注者に対し必要な報告もしくは、証拠書類の提出を求めることがある。

9 特記事項

- (1) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）を遵守すること。
- (2) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（平成23年大阪市規則第102号）を遵守すること。

10 その他

- (1) 本委託事業の実施にかかる会議や説明会等の会場は此花区内とする。
- (2) 本委託事業を担当する人員を配置し、業務遂行に支障のないよう区役所との連携を密に図り、業務全般の円滑な運営体制を構築すること。
- (3) 本委託事業の実施にあたり、区役所出展ブースの費用（テント・机・いす）は、委託料に含むものとする。
- (4) 受託者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。
- (6) 本事業で知り得た個人情報、法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、提供データについては業務完了後速やかに本市へ返却するとともに、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- (7) 事業実施にあたり、本委託料だけでなく、必要に応じて協賛金等を集める場合、使途等の透明性を確保するとともに、本委託料による執行分と明確に区分し、適正な会計処理を行うこと。
- (8) この仕様書に定めがない事項及び疑義がある場合は、発注者と受注者において適宜協議のうえ定めるものとする。
- (9) 令和6年度受注者と調整のうえで引継ぎ期間を設け、契約開始日に速やかに受注業務を実施すること。なお、引継ぎにかかる費用については、本事業受注者の負担とする。
- (10) その他の本市事業及び区内コミュニティ関係事業等と共催することが、本委託業務の目的達成に効果的と見込める場合は、その実施を妨げないものとする。